（平成26年改正に係る少数特例表示の様式の細目に関する適用関係）

第24条　軽油を燃料とする少数生産車のうち第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に規則第18条第１項第２号イの規定により承認を受けたもの又は前条の規定により承認を受けたものについて、規則第20条第１項第２号イ及びロに規定する様式に表示する年は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　同号イに規定する様式第15の２に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2006年とする。

二　同号ロに規定する様式第15の３に表示する年は、同様式に定める表示を付する少数生産車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず、2011年とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第１項第十五号中「、排気管から大気中に排出される排出物」の下に「（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号、第十六号及び第119条第１項第八号において同じ。）」を加え、同号の表くの項及びこの項中「3.3」を「0.4」に、同表ホの項中「2.0」を「0.4」に、同項第十六号のの表くの項及びこの項中「4.4」を「0.53」に、同表ホの項中「2.7」を「0.53」に改め、同項第二十号を削り、同項第二十一号中「光吸収係数（以下この号、第119条第一項第十二号」を「光吸収係数（以下この号、第119条第一項第十一号」に、「第十五号及び第十六号の自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この号、第119条第１項第十二号及び第197号第１項第二号において単に「黒煙による汚染度」という。）が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値」を「0.50m^{-1}」に改め、同号の表を削り、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同条第三項中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするもの」を「自動車（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものを除く。）に限る。）」に、「装置という」を「装置をいう」に改め、「ものとして」の下に「、その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあっては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

第百十九条第１項第八号の表くの項及びこの項中「4.4」を「0.53」に、同表ホの項中「2.7」を「0.53」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「又は」を「及び」に改め、「第四号の自動車」の下に「並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた小型特殊自動車」を加え、「定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値」を「0.50m^{-1}」に改め、同号の表を削り、同号を同項第十一号とし、同条第三項中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするもの」を「自動車（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものを除く。）に限る。）」に改め、「ものとして」の下に「、その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあっては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

第百九十七条第１項第二号中「は光吸収係数が、定格出力が19kW以上560kW未満の原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであること」を「並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであること」に改め、ただし書を削り、同号の表を削り、同条第三項中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするもの」を「自動車（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものを除く。）に限る。）」に改め、「ものとして」の下に「、その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあっては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

別添四十三3・1・中「排出物（」の下に「大気開放するブローバイ・ガスを含む。」を加え、「、粒子状物質（以下「PM」という。）及び黒煙」を「及び粒子状物質（以下「PM」という。）」に改め、「適用する。」の下に「なお、ディーゼル特殊自動車８モード法は、ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクルのいずれかにより実施するものとする。」を加える。

別添四十三3・1・8・中「とは対照的、持続的又は過渡試験サイクル中に１回以上のいずれかで」を「と比較し、RMC試験サイクル中又はNRTCモード法の試験サイクル中に持続的又は１回以上」に改める。

別添四十三中3・1・13・を削り、同別添3・1・14・を3・1・13・とし、3・1・15・から3・1・32・までを3・1・14・から3・1・31・までに繰り上げ、同別添3・1・31・の次に次を加える。

3.1.32.　「大気開放するブローバイ・ガス」とは、原動機の燃焼室からクランクケースに漏れる排出物であって直接大気に排出されるものをいう。

別添四十三3・1・45・中「t90」を「t_{90}」に改め、「をいう。」の下に「この場合において、ステップ入力として変化させるガスの濃度は、ガス分析計のフルスケールの60%以上の濃度とし、ガスの切替装置は、0.1秒未満で排出するガスを切り替えることができるものでなければならない。」を加える。

別添四十三3・1・54・中「燃料が完全に酸化され燃料又は酸素が一切残らないような特殊な空燃比をいう」を「燃料が完全燃焼する場合の空気と燃料の理論上の比率をいう」に改める。

別添四十三3・1・58・中「測定のばらつきのみによって、」を削り、「をいう。」の下に「この場合において、」を加え、「測定のばらつきの影響を受けいないパラメータについては、許容範囲は、絶対許容レンジを意味する。」を削る。